

中魚沼漁業協同組合

内共第 10 号第五種共同漁業権遊漁規則

令和 6 年 1 月

中 魚 沼 漁 業 協 同 組 合

(目的)

第1条 この規則は、中魚沼漁業協同組合(以下、「組合」という。)の有する内共第10号第五種共同漁業権第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、遊漁対象の水産動物・漁具・漁法・遊漁区域・遊漁期間を記載した遊漁承認申請書の提出又は組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により、当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条に規定する遊漁料を同条に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁はそれぞれイ欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
竿釣り	長さに制限なし
投網	網目・長さに制限なし

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする漁業は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内(ただし、10月1日から同月7日は除く)
こい・ふな・うぐい・うなぎ・かじか	1月1日から12月31日まで(ただし、かじかは4月11日から同月20日を除く)
いわな・やまめ・にじます	3月1日から9月30日まで

- 2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
1 JR鹿渡鉄橋下より津南町鹿渡新田甲地先までの 600mの間の区域	1月1日から12月31日まで
2 十日町市宮中地内 JR 東日本宮中堰堤上流端 から上流200メートル、下流端から下流750mの 間の区域(魚道を含む。)	

(体長制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に規定する大きさのものを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ	15センチメートル以下
うなぎ	25センチメートル以下

- 2 いわな、やまめ又はかじかの放産した卵は、採捕してはならない。
- 3 前2項及び第 5 条の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は、販売してはならない。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第 7 条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、遊漁者が小中学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次号ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊漁料 (税抜)
あゆを含む全魚種	竿 釣	1年	10,000円
あゆ		1日	2,000円
やまめ・いわな・にじます・こい・ふな・ かじか・うなぎ・うぐい	竿 釣	1年	6,000円
		1日	1,000円
こい・ふな・うぐい	竿 釣	1日	300円
あゆ・やまめ・いわな・にじます こい・ふな・かじか・うなぎ・うぐい	投 網	1日	3,900円

- 2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
 - (イ) 中魚沼漁業協同組合事務所(十日町市干溝1508)
 - (ロ) 中魚沼漁業協同組合が指定した釣具店等

(ハ) オンラインシステム

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を交付するものとする。

- (1) 承認期間
- (2) 魚種
- (3) 漁具・漁法
- (4) 注意事項
- (5) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第 9 条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、発行者名を記載した漁場監視員証を携帯しかつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻は、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第 12 条 この漁場区域内及び表アに掲げる全ての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

- 2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行はしないものとする。

表 ア

漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号
勝木川	内共第2号
三面川	内共第3号
荒川	内共第4号
胎内川	内共第5号
加治川	内共第6号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号
阿賀野川	内共第8号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、 魚野川、清津川	内共第10号
北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第11号
鱒石川	内共第13号
鵜川	内共第14号
関川及び保倉川	内共第15号
桑取川	内共第17号
能生川	内共第18号
早川	内共第19号
海川	内共第20号
姫川	内共第21号
羽茂川	内共第22号

表 イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、 かじか、にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	13,200 円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050 円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住 所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町 13 番3号
大川漁業協同組合	村上市温出 472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町 15 番1号
荒川漁業協同組合	村上市荒島 144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷 245 番地1
加治川漁業協同組合	新発田市住田 510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区新鼻甲 265
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目 3641 番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町 259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原群阿賀町豊川甲 236 番地 阿賀町役場上 川支所内
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎 417 番地
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原 967 番地
加茂川漁業協同組合	加茂市大字長谷 121 番地
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651 番地
刈谷田川漁業協同組合	長岡市栃堀 6044 番地
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根 798 番地2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2丁目1-38 1F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 661 番地
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 801 番地
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

4 前項の遊漁承認証の様式に記載する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法

- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(行政庁の認可日:令和6年1月1日)